

ぎふ Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書

【営業形態】

- 当店は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第 11 項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。

【行政への協力】

- 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 24 条第 9 項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- 登録の際に提供した情報及び Go To Eat の対象店舗となった場合はその旨を Go To トラベル事務局に提供することに同意します。

【ガイドラインに基づく取組等】

- 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和 2 年 5 月 14 日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
 - 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
 - ・ 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - ・ 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
 - ・ 他グループの客同士ができるだけ 2 m（最低 1 m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。）で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。
- ※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低 1 m 以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。

- ・ 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
- 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- 当店は、岐阜県の行動指針等に沿った感染防止対策の実施を宣言した事業者に配布される「新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー」を掲示します。また、「岐阜県感染警戒 QR システム」等に登録し、発行される QR コードを店頭に掲示します。
- 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
 - ・ 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - ・ できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - ・ 大人数での会食や飲み会を避けること。
 - ・ デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - ・ 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - ・ 食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - ・ 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けること。
 - ・ 食事中以外はマスクを着用すること。
 - ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。

※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

【参加登録の取消】

- 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は Go To Eat キャンペーン岐阜県事務局の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、Go To Eat キャンペーン岐阜県事務局により参加登録が取り消されることに同意します。

個人情報の取り扱いについて

Go To Eat キャンペーン岐阜県事務局(以下「事務局」)は、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報保護方針」に基づき、個人情報を以下のようにお取扱い、保護に努めております。

1. 事務局が取得する個人情報と利用目的について

事務局が取得した個人情報は、以下の目的の範囲内で利用いたします。なお、利用目的の範囲に変更が生じた際は、事務局が直接取得をした場合はご本人に利用目的を通知または明示し同意をいただいたうえで、間接的に取得した場合は利用目的を公表したうえで、利用いたします。

(1) 加盟店から取得した個人情報の利用目的

- ・ぎふ GoToEat キャンペーン食事券における加盟店への適切な対応を行い、円滑な事業運営管理を履行するため
- ・ぎふ GoToEat キャンペーン食事券におけるインターネットによる加盟店登録業務のため
- ・ぎふ GoToEat キャンペーン食事券における登録加盟店への情報提供と情報管理のため
- ・ぎふ GoToEat キャンペーン食事券における必要物資の配送作業のため
- ・ぎふ GoToEat キャンペーン食事券における食事券の管理、精算、それに付随する業務のため
- ・ぎふ GoToEat キャンペーン食事券に関する情報の集計、分析、調査等のため
- ・ぎふ GoToEat キャンペーン食事券における関係省庁への報告等を行うため
- ・GoTo トラベル事務局への情報提供を行うため

2. 委託について

事務局が取り扱う個人情報について、利用目的のために必要な範囲内において事務局が十分な個人情報の保護水準を満たしていると認める委託先に対し、利用目的達成のために必要な範囲内で個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があります。この場合、委託先と個人情報を保護するために必要な契約を締結のうえ、当該委託先の業務について監督いたします。

3. 第三者提供について

保有する個人情報を第三者に提供する場合、ご本人の同意を得たうえで提供いたします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、ご本人の同意なく第三者に提供することがあります。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき

4. 個人情報取扱事業者の名称、所在地および個人情報保護管理者について

- ・名称：GoToEat キャンペーン岐阜県事務局

- ・所在地：岐阜県岐阜市湊町10番地 旅館 十八楼 3階
- ・個人情報保護管理者：新田 航
- ・連絡先：個人情報相談窓口

5. 個人情報の開示等に関する請求について

(1) 事務局が保有する個人情報のご本人様は、当事務局に対して個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等」と言います）を求めることができます。ただし、ご請求の内容によっては開示等に応じられない場合がございます。その場合には、その理由を付して回答いたします。

(2) 開示等に関する詳細は、以下の個人情報相談窓口へお問い合わせください。

個人情報相談受付窓口

事務局の保有する個人情報に関するお問い合わせ、苦情、開示等の請求は以下の相談窓口で承ります。

住所：岐阜県岐阜市湊町10番地 旅館 十八楼 3階

電話：0570-075210（平日10:00～17:00 土日祝除く）

名称：GoToEat キャンペーン岐阜県事務局個人情報相談窓口

6. 個人情報の提供の任意性

事務局への個人情報の提供は任意ですが、ご提供いただけない場合は、本事業（ぎふ GoToEat キャンペーン）をご利用できません。あらかじめご了承ください。

7. 個人情報が漏洩した場合

万一、事務局の個人情報の流出等問題が発生した場合には、直ちに該当者にご連絡をいたします。安全の確保を図り、必要に応じて当事務局のシステムを一時停止する、あるいは速やかにホームページ等で事実関係を公表させていただきます。

2020年9月15日現在